

字は崩さず丁寧に書きください

死 亡 届

令和 4 年 10 月 1 日 届出

富山県砺波市長 殿

受理 第 号	令和 年 月 日	発送 第 号	令和 年 月 日	長 印				
送付 第 号	令和 年 月 日	書類調査	戸籍記載		記載調査	調査票	附 票	住民票

(1)	(よみかた)	こうの	たろう
(2)	氏 名	氏 甲 野	名 太 郎 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(3)	生 年 月 日	昭和10年 8月 25日	<small>(生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください)</small> <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
(4)	死亡したとき	令和 4 年 9 月 30 日	<input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 9 時 30 分
(5)	死亡したところ	富山県砺波市新富町	1 番地 61 号
(6)	住 所 <small>(住民登録をして いるところ)</small>	富山県砺波市出町 30番地1 世帯主 の氏名 甲 野 太 郎	
(7)	本 籍 <small>(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)</small>	富山県砺波市庄下 58 番地 筆頭者 の氏名 甲 野 太 郎	
(8)	死亡した人の 夫または妻	<input checked="" type="checkbox"/> いる (満 80歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)	
(10)	死亡したときの 世帯のおもな 仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(11)	死亡した人の 職業・産業	<small>(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください)</small> 職業 _____ 産業 _____	
	そ の 他		
	届 出 人	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長 <input type="checkbox"/> 9. 後見人 <input type="checkbox"/> 10. 保佐人 <input type="checkbox"/> 11. 補助人 <input type="checkbox"/> 12. 任意後見人 <input type="checkbox"/> 13. 任意後見受任者	
		住 所 富山県砺波市出町 30番地1	
		本 籍 富山県砺波市庄下 58 番地 1 筆頭者 の氏名 甲 野 一 郎	
		署 名 (※押印は任意) 甲 野 一 郎 印 昭和36年 5月 12日生	
	事 件 簿 番 号	連 絡 先 0763-33-1111(自宅)	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。死亡者の本籍地でない役場に出すときは、2通出してください(役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります。)。2通の場合でも、死亡診断書は、原本1通と写し1通でさしつかえありません。

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ 内縁のものはふくまれません。

には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→ 死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録(厚生労働省所管)にも用いられます。